

参 考 資 料

- 1 保留地見学者へのアンケート事例
- 2 保留地購入者へのアンケート事例
- 3 住宅地購入に関するアンケート事例
- 4 保留地販売促進方策に関するアンケート事例（住宅メーカー用）
- 5 保留地販売促進方策に関するアンケート事例（金融機関用）
- 6 保留地（宅地分譲）情報 PRリーフレット
- 7 土地活用意向調査事例
- 8 集約保留地販売に対応した保留地処分要綱の事例
- 9 保留地取得を条件とした業務代行方式の県内実績
- 10 保留地販売の媒介に関する協定書事例

保留地公売アンケート(現地案内時)

本日は、現地案内にお越し下さりまして、ありがとうございます。今後より良い保留地をご提供するため、参考させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが下記のアンケートにお答え下さい。

フリガナ	TEL () - () - ()		
お名前	年齢	性別	男・女
e-mail			
御住所	(〒 -)		
最寄駅	線 駅	自宅から駅までの時間	徒歩 分
現在の お住まい	借家	1. 賃貸マンション 5. 戸建借家	3. 社宅 7. その他()
持家	8. 戸建	9. 分譲マンション	10. 公団公社分譲 11. その他()
職業	1. 会社員一般職 5. 自営業 8. 教育職	2. 会社員管理職 6. 医師 9. その他()	3. 会社役員・経営者 7. 弁護士・税理士 4. 公務員
勤務先 所在地	都 区 市 町 街	県 最寄駅	線 駅
家族構成	1. 夫婦のみ 3. 夫婦と子と親のみ 5. 1人の世帯	2. 夫婦と子のみ 4. 夫婦と親のみ 6. その他()	入居予定の 家族人数 計 人
保留地公売を 何で知ったか。 <複数可>	1. 新聞折込広告 4. インターネット 7. 住宅情報誌 10. 友人・知人の紹介		
購読新聞 <複数可>	1. 朝日 2. 日経 3. 読売 4. 毎日 5. 産経 6. 東京 7. その他() 3. 市町村広報紙 6. チラシ 9. ハウスメーカー紹介		

物件(宅地)を お探しの理由	1. (現在の)家が古い 2. (現在の)家が狭い 3. (現在の)家賃が高い 4. (現在の)環境が悪い	5. 結婚・世帯分け 6. 親と同居 7. 転勤 8. (現在の)通勤・通学が不便	9. その他
物件(宅地)を お探しの地域 <市町村名と 路線名の両方 を記入> <複数可>	6. 戸田市 7. 鳩ヶ谷市 8. 桶川市 9. 上尾市 10. 伊奈町	11. その他 埼玉県内 (市町村名:) 12. 東京都 13. 千葉県 14. 群馬県	
保留地購入を 御検討の理由 <複数可>	1. JR京浜東北線 2. JR埼京線 3. JR川越線 5. JR高崎線	5. JR宇都宮線 6. その他 JR (路線名:) 7. 埼玉高速鉄道 8. 東武伊勢崎線 9. 東武野田線 10. その他 私鉄 (路線名:)	
宅地御検討の 優先事項 <特に優先する上 位3つの記号を順 に下欄に記入>	A. 価格 B. 広さ C. 形状 D. 街区の位置(南向き)	E. 接道条件 F. 最寄り駅までの距離 G. スーパー等の近さ H. 公園の近さ・緑の多さ	I. 教育施設の近さ J. 公益施設の近さ K. 周辺環境
希望の土地の広さ	1. ~30坪(100㎡)未満 2. 30坪(100㎡)~40坪(132㎡) 3. 40坪(132㎡)~50坪(165㎡) 4. 50坪(165㎡)~60坪(198㎡) 5. 60坪(198㎡)~70坪(231㎡)	6. 70坪(231㎡)~80坪(264㎡) 7. 80坪(264㎡)~90坪(297㎡) 8. 90坪(297㎡)~100坪(330㎡) 9. 100坪(330㎡)以上	
希望の土地の価格	1. ~1,500万円 2. ~1,750万円 3. ~2,000万円	4. ~2,250万円 5. ~2,500万円 6. ~2,750万円	7. ~3,000万円 8. 3,000万円超
予算の総額 (土地+建物)	1. ~3,000万円 2. ~3,500万円 3. ~4,000万円	4. ~4,500万円 5. ~5,000万円 6. ~6,000万円	7. ~7,000万円 8. 7,000万円以上
住宅建築の 予定時期	1. 1年以内	2. 2年以内	3. 3年以内 4. 5年以内 5. 未定
今後、保留地情報 の送付を望みます	1. 望む	2. 望まない	
この地区に求める もの(現在不足して いると思われるも の)はありますか	(例:病院、保育園、商業施設)		

保留地公売アンケート(公売者向け)

保留地を、公売いただき、ありがとうございます。今後より良い保留地をご提供するため、参考させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが下記のアンケートにお答え下さい。

フリガナ	TEL	() - () - ()	
お名前	年齢	歳	性別 男・女
e-mail	() - () - ()		
御住所			
最寄駅	線 駅	自宅から駅までの時間	徒歩 分 車
現在の お住まい	借家	1. 賃貸マンション 5. 戸建借家	2. 賃貸公団公団 6. 親族と同居
	持家	8. 戸建	9. 分譲マンション 10. 公団公団分譲
職業	1. 会社員一般職 5. 自営業 8. 教育職	2. 会社員管理職 6. 医師 9. その他	3. 会社役員・経営者 7. 弁護士・税理士 4. 公務員
勤務先 所在地	都 区 市 町 駅	県 都 市 町 駅	線 駅
家族構成	1. 夫婦のみ 3. 夫婦と子と親のみ 5. 1人の世帯	2. 夫婦と子のみ 4. 夫婦と親のみ 6. その他	入居予定の 家族人数 計 人
保留地公売を 何で知ったか。 <複数可>	1. 新聞折込広告 2. 彩の国だより 3. 市町村広報紙 4. インターネット 5. 駅ポスター 6. チラシ 7. 住宅情報誌 8. 看板 9. ハウスメーカー紹介 10. 友人・知人の紹介 11. その他		
購読新聞 <複数可>	1. 朝日 2. 日経 3. 読売 4. 毎日 5. 産経 6. 東京 7. その他		

ほかに比較検討 された物件 <複数可>	戸建住宅	<所在地(市町村)>
	集合住宅	<所在地(市町村)>
本地区を選んだ理 由 <3つまで>	1. ほかと比べ価格が安い 2. ほかと比べ面積が広い 3. 特に気に入った保留地があった 4. 周辺に住んでいる・住んだことがある。 5. 両親親族が近くに住んでいる。 6. 通勤・通学に便利 7. 教育施設が整っている 8. 公園や自然環境が豊か 9. 道路が整備されている 10. 公共施設が整備されている 11. 周辺環境が良い 12. 将来発展しそう	
購入した保留地を 選んだ理由 <特に重視した要 因を3つ下段に記 入>	A. 価格 B. 広さ C. 形状 D. 街区の位置(南向き) E. 接道条件 F. 最寄り駅までの距離 G. スーパー等の近さ H. 公園の近さ・緑の多さ I. 教育施設の近さ J. 公益施設の近さ K. 周辺環境 第1位 () 第2位 () 第3位 ()	
住宅の建築 予定時期	1. 1年以内 2. 2年以内 3. 3年以内 4. 5年以内 5. 未定 1. 予算総額 : 万円 2. 予算未定	
住宅建設業者は決 まっていますか？	1. 決まっている(業者名) 2. 決まっていない	
今後この地区に求 めるもの(現在不足 していると思われる もの)はありますか	(例:病院、保育園、商業施設)	

住宅地購入に関するアンケート

このアンケートは住宅地に関するみなさまの考えをお聞かせいただき、今後の事業推進に役立たせることを目的に実施するものです。

〇〇事務所

1	お住まい	足立区	他の東京23区	都内23区外	埼玉県	千葉県	神奈川県	茨城県	[その他]	
2	年齢	20歳台		30歳台		40歳台		50歳台		60歳台以上
3	お勤め先	足立区	他の東京23区	都内23区外	埼玉県	千葉県	神奈川県	茨城県	[その他]	
4	家族構成	単身	夫婦のみ	夫婦と子	2世帯以上	その他				
5	現在のお住まいの形態	持ち家		一戸建	マンション					
6		賃貸		一戸建	マンション	アパート	公営住宅	社宅等		
7	建物の購入予定	なし	現在検討中	2~3年以内			3~5年以内			
8	住宅購入に関する情報源	住宅情報誌	新聞折込チラシ等	インターネット	不動産業者	テレビラジオ	住宅展示場	現地案内所	役所・自治体広報	[その他]
9	希望土地面積	100㎡未満		100~130㎡未満		130~165㎡未満		165~200㎡未満		200㎡~
10	希望地	足立区	他の東京23区	都内23区外	埼玉県	千葉県	神奈川県	茨城県	[その他]	
11	ご予算	土地建物総額	2500万円未満	2500~3000万円未満		3000~4000万円未満		4000~5000万円未満		5000万円~
12		土地のみ	~1500万円未満	1500~2000万円未満		2000~2500万円未満		2500~3000万円未満		3000万円~
13	土地情報の送付希望	有						無		
14	お名前 (資料送付希望の場合は必須)									
15	住所 (資料送付希望の場合は必須)									
16	電話番号	()								

※ お預かりした個人情報は、法令等により要求された場合、またはお客様に御承知をいただいた場合を除き、第三者に提供することはありません。

①保留地販売促進方策に関するご意見、アンケート

(住宅メーカー 用)

1) 県内の住宅購入に関するニーズ について

(区画整理の施行者が保留地を設定する際の参考とさせていただきたいので、貴社で把握する範囲で、県内の住宅購入に関する最近の傾向等があれば教えてください。記入可能な項目だけでも結構です。)

- i : 年齢性別 _____ 代 ~ _____ 代 男性 ・ 女性
- ii : 家族構成・人数 夫婦 ・ 2世代 ・ 3世代 人 ~ 人
- iii : 希望面積 _____ 坪 (m²) ~ _____ 坪 (m²)
- iv : 希望価格帯 (土地) _____ 万円 ~ _____ 万円
- v : 希望価格帯 (土地+建物) _____ 万円 ~ _____ 万円
- vi : 希望地域、沿線 県南・西・北・東部 JR・私鉄 _____ 線
- vii : その他 (購入にあたっての希望条件 等)

2) 県 (市街地整備課) HPにおける 「県内の保留地 (宅地分譲) 情報」 の掲載

について → <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kukaku-horyuchi/>

- i : 過去にHPをご覧になったことは・・・、 ある ・ ない
- ii : 今後の業務への活用 検討の余地はある ・ 参考にならない(→iiiへ)
- iii : 県内の保留地 (宅地分譲) 情報 (HP掲載) に関するご意見

(「参考にならない」理由)

※以下3)～5)は、別紙の「保留地販売促進に関する取組事例」をご参照ください

3) 取組事例① **保留地の集約化・一括処分(集約保留地)** ※1 について

- i : 過去に貴社で同様の制度を活用した実績 ある ・ ない
ii : 制度に関する興味 興味がある ・ 魅力を感じない(→iiiへ)
iii : 保留地の一括処分 に関するご意見(「魅力を感じない」理由 など)

4) 取組事例② **建築条件付き保留地販売** ※2 について

- i : 過去に貴社で同様の制度を活用した実績 ある ・ ない
ii : 制度に関する興味 興味がある ・ 魅力を感じない(→iiiへ)
iii : 建築条件付き保留地 に関するご意見(「魅力を感じない」理由 など)

5) 取組事例③ **モデル住宅展示用地無償貸付** ※3 について

- i : 過去に貴社で同様の制度を活用した実績 ある ・ ない
ii : 制度に関する興味 興味がある ・ 魅力を感じない(→iiiへ)
iii : モデル住宅展示用地無償貸付 に関するご意見(「魅力を感じない」理由 など)

6) その他「保留地販売促進」に関するご意見、アドバイス等ございましたら
お願いします。

(例：価格設定が高い、PRが不足している、立地条件が悪い・・・)

ご意見： _____

ご協力ありがとうございました。

会社名： _____ ご担当者： _____

ご連絡先 TEL： _____ FAX： _____

E-mail： _____

①保留地販売促進方策に関するご意見、アンケート

(金融機関 用)

1) 県内の保留地購入に関するニーズ について

(区画整理の施行者が保留地を設定する際の参考とさせていただきたいので、貴行で把握する範囲で、県内の住宅購入に関する最近の傾向等があれば教えてください。記入可能な項目だけでも結構です。)

- i : 年齢性別 _____ 代 ~ _____ 代 男性 ・ 女性
- ii : 家族構成・人数 夫婦 ・ 2世代 ・ 3世代 人 ~ 人
- iii : 希望面積 _____ 坪 (m²) ~ 坪 (m²)
- iv : 希望価格帯 (土地) _____ 万円 ~ 万円
- v : 希望価格帯 (土地+建物) _____ 万円 ~ 万円
- vi : 希望地域、沿線 県南・西・北・東部 JR・私鉄 _____ 線
- vii : その他 (保留地購入検討の理由等)

2) 「保留地販売促進」に関するご意見、アドバイス等ございましたら、お願いします。(例：価格設定が高い、PRが不足している、立地条件が悪い・・・)

ご意見： _____

ご協力ありがとうございました。

会社名： _____ ご担当者： _____

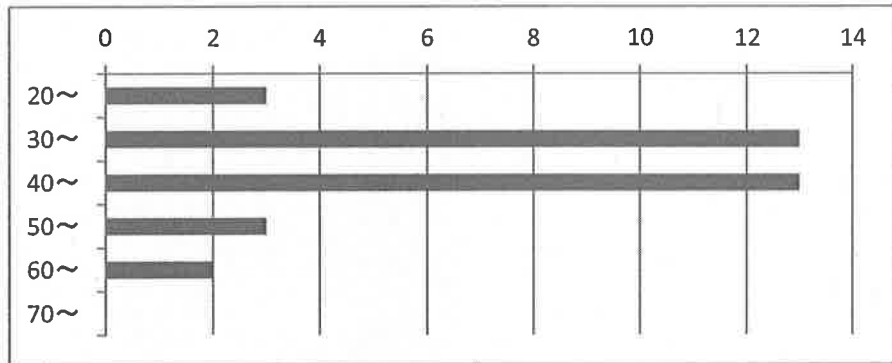
ご連絡先 TEL： _____ FAX： _____

E-mail： _____

土地(宅地)購入希望者の実態調査(※)

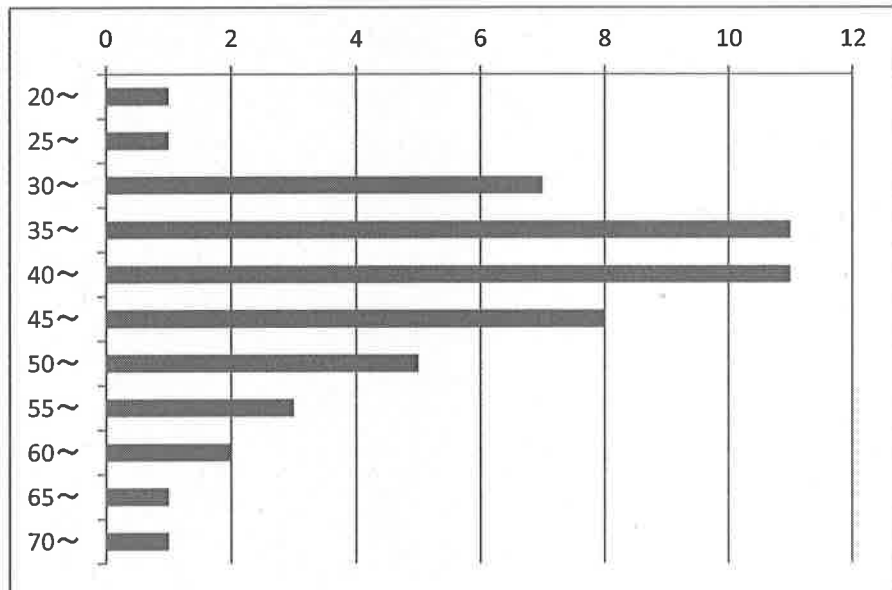
i) 年齢(歳)

	度数
20~	3
30~	13
40~	13
50~	3
60~	2
70~	



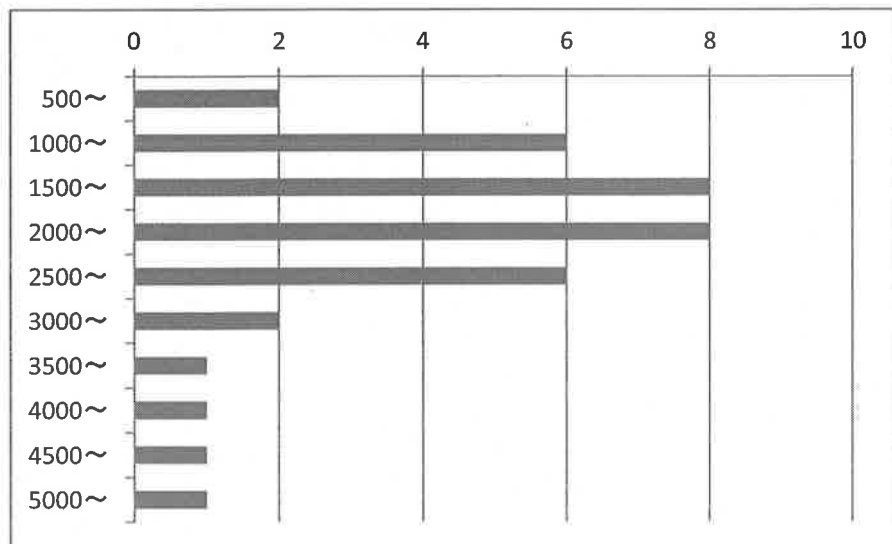
iii) 希望面積(坪)

	度数
20~	1
25~	1
30~	7
35~	11
40~	11
45~	8
50~	5
55~	3
60~	2
65~	1
70~	1



iv) 希望価格[土地](万円)

	度数
500~	2
1000~	6
1500~	8
2000~	8
2500~	6
3000~	2
3500~	1
4000~	1
4500~	1
5000~	1



※住宅メーカー(24社)、金融機関(4行)を対象に実施(回答数:15)
各社が把握する土地購入(希望)者の傾向について回答いただいたもの

平成25年度埼玉県内の土地区画整理による 保留地（宅地分譲）情報



保留地とは道路や公園、上下水道等が設備された利便性の高い、良好な住宅地です。

埼玉県のマスコット
コバトン

埼玉県のホームページに県内土地区画整理の保留地販売情報を公開しています。

※保留地販売情報は随時更新を行っておりますが、最新の情報は各施行者にお問い合わせください。

埼玉県 保留地



で検索！

●HPに関する問合せ先 埼玉県 都市整備部 市街地整備課
電話 048-830-5381

HPアドレス <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/kukaku-horyuchi/>



彩の国
埼玉県

埼玉県内の土地区画整理 保留地(宅地分譲)情報一覧表

この情報は平成26年2月末日現在のものです。詳しくは販売者にお問い合わせください。

No.	市町村	地区名	交通機関	最寄り駅	駅からの距離	地区案内図	販売時期	販売地区面積	保留地区内図	ライフライン	地区情報	販売者・問合せ先	販売者のホームページ
1	川口市	里	埼玉高速鉄道	鳩ヶ谷駅	約1.5km	PDF	未定	未定	未定	上水道 下水道	埼玉高速鉄道「鳩ヶ谷駅」利用可 川口ジャンクションまで約3km 地区内に小・中・高校あり	川口市 里土地区画整理事務所 電話:048-266-2888	http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/4450999/4450999.html
2	富士見市	鶴瀬駅西口	東武東上線	鶴瀬駅	0~0.5km	PDF	H26年度予定	2	未定	上水道 下水道 都市ガス	東武東上線鶴瀬駅下車 池袋駅まで約27分(準急) 開通自動車道所沢インターから約10分	富士見市 鶴瀬駅西口整備事務所 電話:048-252-2171	http://www.city.fujimi.saitama.lg.jp/40shisei/03sisaku/tsuru/2010-1105-1054-126.html
3	春日部市	西金野井第二	東武野田線	南桜井駅	約1.5km	PDF	販売中	4	PDF	上水道 下水道 都市ガス	小学校まで1.4km、中学校まで1.7km 庄和総合支所・庄和総合公園まで600m 東北自動車道岩槻インターから約15km	春日部市 西金野井第二土地区画整理事務所 電話:048-749-1111	http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/tochi/kukaku/index.html
4	草加市	新田西部	埼玉高速鉄道	戸塚安行駅	約1.5km	PDF	H26年度予定	1	PDF	上水道 下水道 都市ガス	埼玉高速鉄道「戸塚安行」東武伊勢崎線「新田」2駅利用可 多彩な商業施設、保育園、幼稚園、小・中学校、大小さまざまな公園あり	草加市 新田西部土地区画整理事務所 電話:048-941-4461	http://www.city.soka.saitama.lg.jp/cont/s1808/a01/a09/
5	越谷市	西大袋	東武伊勢崎線 東武スカイツリーライン	大袋駅	1.5~2.5km	PDF	H26.7月予定	未定	未定	上水道 下水道 都市ガス	大袋駅から:銀座92分、新宿48分 小・中学校有り、商業施設あり	越谷市 市街地整備課 電話:048-983-9231	http://www.city.koshijima.saitama.lg.jp/kurashi/sumai/tochikukakusei/index.html
6	八潮市	八潮南部西	つくばエクスプレス	八潮駅	0.65~1.3km	PDF	H26.4月予定	21	PDF	上水道 下水道 都市ガス	つくばエクスプレス(区間快速)で秋葉原駅まで17分、首都高速6号三郷線八潮南ICのすぐそば、駅前には、複合商業施設が充実	埼玉県 八潮新都市建設事務所 電話:048-998-4545	http://www.pref.saitama.lg.jp/site/horuyui/
7	八潮市	鶴ヶ曽根・二丁目	つくばエクスプレス	八潮駅	約1.8km	PDF	H26.7月予定	2	PDF	上水道 下水道	つくばエクスプレス八潮駅の北約1.8kmに位置し、八潮市役所の東側に隣接する面積50.2haの区画整理事業地区です	八潮市 市街地整備課 電話:048-998-2111	http://www.city.yashio.lg.jp/4517.htm
8	八潮市	大瀬古新田	つくばエクスプレス	八潮駅	約1.2km	PDF	販売中	2	PDF	上水道	つくばエクスプレス八潮駅の南約1.2kmに位置し、東側は三郷市、南西側は大瀬古川を挟んで、自然豊かな環境に恵まれた区画整理事業地区です	八潮市 市街地整備課 電話:048-998-2111	http://www.city.yashio.lg.jp/4528.htm
9	八潮市	八潮南部東	つくばエクスプレス	八潮駅	0.5~1.8km	PDF	販売中	4	PDF	上水道 下水道 都市ガス	つくばエクスプレス(区間快速)で秋葉原駅まで17分、首都高速6号三郷線八潮ICまで車で約2分、駅前には複合商業施設が充実	八潮市 市街地整備課 電話:048-998-2111	http://www.city.yashio.lg.jp/4514.html#contentpane
10	三郷市	三郷インターA地区	JR武蔵野線	新三郷駅	約3km	PDF	販売中	13	PDF	上水道 下水道 都市ガス	つくばエクスプレス三郷中央駅約3km、三郷インター近接 「イオン」・「スーパー」・「ホーム」等の商業施設多数 及び交流センター、近隣公園あり	三郷市 三郷インターA地区土地区画整理組合 電話048-954-0569	http://www.misato-a.com
11	鴻巣市	広田中央	JR高崎線 湘南新宿ライン	鴻巣駅	約8km	PDF	販売中	4	PDF	上水道 下水道	駅前から500m圏内、鴻巣駅及び北鴻巣駅からバス20分、鴻巣駅から上野駅まで60分、池袋駅まで65分、地区内にスーパーマーケットあり	鴻巣市都市整備部市街地整備課 電話:048-641-4518	http://www.city.yunosue.saitama.jp/
12	桶川市	坂田西	JR高崎線 湘南新宿ライン	桶川駅	2~3km	PDF	販売中	20	PDF	上水道 下水道 都市ガス	地区内・近辺に幼稚園・小学校・中学校有り	桶川市坂田西特定土地区画整理組合 電話:048-228-2333	http://www.town.saitama.lg.jp/shisei/52/238/368/p00079.html
13	伊奈町	伊奈町中部	埼玉新都市交通 ニューシャトル	伊奈中央駅	0~2.0km	PDF	H26年度予定	未定	未定	上水道 下水道	伊奈中央駅から:大宮駅20分、上野・池袋46分 公園8箇所(うち1箇所未整備) 地区内に保育園、保育園、中学校あり	伊奈町 都市整備課 048-721-2111(町役場代表)	http://www.town.saitama.lg.jp/0000001602.html
14	東松山市	高坂駅東口第一	東武東上線	高坂駅	0.5~1.0km	PDF	販売中	4	PDF	上水道 下水道	高坂駅から川越へ20分、池袋へ55分 開通東松山IC及び鶴ヶ島ICへ約10分 小学校あり、近隣商業施設:ピオニウォーク	東松山市 赤坂区画整理事務所 電話:0493-35-0112	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/sashiki/teishisei/bibu/kukakusei/menu/1379658121220.html
15	東松山市	市の川	東武東上線	東松山駅	約1.5km	PDF	販売中	1	PDF	上水道 下水道 都市ガス	東松山駅から川越24分、池袋55分	東松山市 市街地整備課 赤坂区画整理事務所 電話:0493-21-1451	http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/sashiki/sumai/hirome/1372925245690.html
16	鶴ヶ島市	一本松	東武越生線	一本松駅	0~0.85km	PDF	販売中	1	PDF	上水道 下水道 都市ガス	一本松駅から徒歩で約7分 鶴ヶ島IC及び圏央鶴ヶ島ICから車で約10分 小学校まで約540m、中学校まで約820m	鶴ヶ島市 区画整理課 電話:049-271-1111(代表)	http://www.city.tsurugashima.lg.jp/kukakusei/ka/
17	嵐山町	平沢	東武東上線	武蔵嵐山駅	1~2km	PDF	販売中	5	PDF	上水道 下水道 集中プロパンガス	東武東上線 武蔵嵐山駅から:徒歩10分、車5分 小・中学校有り、商業施設整備済	嵐山町 まちづくり課 嵐山町平沢土地区画整理組合 電話:0483-62-0721	http://www.town.ranzan.saitama.lg.jp/0000001501.html
18	鳩山町	今宿東	東武東上線	坂戸駅	約5.5~5.8km	PDF	販売中	2	PDF	上水道 下水道	地区内から坂戸駅へバスで約11分 坂戸西SICへ約10分 町立小学校へ約200m 町立中学校へ約1.9km	鳩山町 まちづくり推進課 電話:049-298-5893	http://www.town.hatoyama.saitama.lg.jp/mvovsua/m_803/m0301/tosh04/tosh04.html
19	飯能市	笠縫	西武池袋線 JR八高線	飯能駅	1.3~1.8km	PDF	販売中	5	PDF	上水道 下水道 プロパンガス	飯能駅へ徒歩20分~25分、圏央道狭山日高ICへ車で約18分、飯能駅から池袋駅へ約50分、東飯能駅から大宮駅へ約45分、小・中・高等学校あり、駿河大学あり	飯能市土地区画整理事務所 電話042-973-8682	http://www.city.hanno.saitama.lg.jp/
20	狭山市	狭山市駅東口	西武新宿線	狭山市駅	0.5km	PDF	販売中	1	PDF	上水道 下水道 都市ガス	狭山市駅から:徒歩約9分、圏央道狭山日高インターから約5km、狭山市駅から:西武新宿駅50分	狭山市 狭山市駅東口土地区画整理事務所 電話:04-2959-8700	http://www.city.sayama.saitama.lg.jp/shisei/shiseiku/tosikukaku/higashi/index.html
21	加須市	三俣第二	東武伊勢崎線	加須駅	約1.5km	PDF	販売中	3	PDF	上水道 下水道	東北自動車道 加須ICから川口JCまで約25分 電車 加須駅から久喜駅約15分、上野駅まで約80分	加須市 まちづくり課 電話:0480-82-1111(市役所代表)	http://www.city.kazo.lg.jp/cont/s191000/4031100/hokoku00009080.html
22	加須市	野中	JR宇都宮線 湘南新宿ライン 東武日光線	栗橋駅	約1.5km	PDF	販売中	1	PDF	上水道	JR・東武栗橋駅西口より徒歩約25分 東北自動車道加須ICへ車で約10分	加須市 大和区画整理事務所 電話:0480-72-2115	http://www.city.kazo.lg.jp/cont/s191000/402000/a035100/20131105115922.html
23	羽生市	岩瀬	東武伊勢崎線 秩父線	羽生駅	約1.0km	PDF	H26年度予定	4	未定	上水道 下水道 集中プロパンガス	羽生駅から徒歩15分 東北自動車道羽生インターから約15分 周辺に小・中・高校・病院あり	羽生市 岩瀬土地区画整理事務所 電話:048-563-0082	http://www2.horiz.com/hp/wase-kumiai
24	蓮田市	黒浜	JR宇都宮線 湘南新宿ライン	蓮田駅	1.0~1.7km	PDF	H26秋予定	未定	未定	上水道 下水道	蓮田駅から大宮駅約10分、さいたま新都心駅約13分、上野駅約36分、新宿駅約43分	蓮田市 区画整理課 電話:048-768-3111(市役所代表)	http://www.city.husuda.saitama.lg.jp/
25	久喜市	栗橋駅西(栗橋地区)	JR宇都宮線 湘南新宿ライン 東武日光線	栗橋駅	0~0.8km	PDF	H26.12月予定	未定	未定	上水道 都市ガス	栗橋駅から大宮駅29分、上野50分、新宿82分、東武日光線により、北子住まで50分、浅草まで63分 地区内スーパーマーケットあり	久喜市 栗橋駅西土地区画整理事務所 電話 0480-53-1111(市役所代表)	http://www.city.kuki.lg.jp/hurashi/machizukuri/kukakusei/kuobai.html
26	白岡市	白岡駅東部中央	JR宇都宮線 湘南新宿ライン	白岡駅	0~0.8km	PDF	販売中	1	PDF	上水道 下水道 都市ガス	白岡駅から大宮駅約15分、さいたま新都心駅約16分、上野駅約41分、新宿駅約43分 東北自動車道久喜ICまで車で約20分	白岡市 都市整備部 市街地整備課 土地区画整理事務所 電話:0480-82-1111(市役所代表)	http://www.city.shiraha.lg.jp/3840.htm
27	白岡市	野牛・高岩	JR宇都宮線 湘南新宿ライン	新白岡駅	0~1.0km	PDF	販売中	4	PDF	上水道 下水道 都市ガス	新白岡駅から大宮駅約17分、さいたま新都心駅約20分、上野駅約44分、新宿駅約50分 東北自動車道久喜ICまで車で約15分	白岡市 都市整備部 市街地整備課 土地区画整理事務所 電話:0480-82-1111(市役所代表)	http://www.city.shiraha.lg.jp/3840.htm
28	宮代町	道仏	東武伊勢崎線 東武スカイツリーライン	東武動物公園駅	約2.0km	PDF	販売中	19	PDF	上水道 下水道 集中プロパンガス	東武動物公園駅から徒歩15分 東北自動車道久喜ICまで車で約20分 地区内に商業施設あり	宮代町道仏土地区画整理組合 電話:0480-36-1610	http://www.city.kumagaya.lg.jp/kakaku/tochi/tochikukakusei/tyuo/index.html
29	熊谷市	上石第一	JR高崎線・湘南新宿ライン・上越新幹線	熊谷駅	2.3~3.0km	PDF	H26秋予定	未定	未定	上水道	国道17号、140号に隣接 熊谷駅から地区内バス停まで約8分。 秩父鉄道石原駅まで0.5~1.3km。	熊谷市 土地区画整理中央事務所 電話:048-527-5335	http://www.city.hongo.lg.jp/kurasi/info/sisei/koubai/kodoma.html
30	本庄市	児玉南	JR八高線	児玉駅	約1.0km	PDF	販売中	5	PDF	上水道	JR八高線児玉駅より徒歩15分 地区周辺に病院、スーパー、コンビニあり 公園4箇所	本庄市 都市計画課 電話:0495-26-1143	http://www.city.fukaya.saitama.lg.jp/ikrweb/Browse/mater/ai/files/grmas/40/kokusaji_25_zuui.pdf
31	深谷市	国清寺	JR高崎線 湘南新宿ライン	深谷駅	1.0~2.0km	PDF	販売中	2	PDF	上水道 下水道 都市ガス	深谷駅から:上野80分、新宿75分 小学校 徒歩10分	深谷市 区画整理課 電話:048-574-6656	http://www.city.fukaya.saitama.lg.jp/ikrweb/Browse/mater/ai/files/grmas/40/kokusaji_25_zuui.pdf
32	深谷市	岡中央	JR高崎線 湘南新宿ライン	岡部駅	0.4~1.2km	PDF	販売中	7	PDF	上水道 下水道	岡部駅から:上野84分、新宿79分 小学校 徒歩5分または8分	深谷市 区画整理課 電話:048-574-6656	http://www.city.fukaya.saitama.lg.jp/ikrweb/Browse/mater/ai/files/grmas/40/kokusaji_25_zuui.pdf

※掲載している情報は、平成26年2月末日のもの。最新の販売状況につきましては、各販売者HPをご覧ください。直接お問い合わせください。

質問5 土地活用につきまして、該当する要望事項等がありましたら、お選び下さい。

【あてはまる番号すべてに○をつけて下さい。】

- 1 勉強会や説明会を積極的に行ってほしい
- 2 土地活用の方法等について教えてほしい
- 3 その他要望等(下の記入欄にご記入下さい)

— <その他要望記入欄

質問6 勉強会等を企画した場合、参加のご意向はありますか。

【あてはまる番号すべてに○をつけて下さい。】

- 1 参加する
- 2 参加しない
- 3 どちらでもよい

御協力ありがとうございました。返送用封筒にいれて、御返送下さい。

〇〇県〇〇土地区画整理事業保留地処分要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、〇〇土地区画整理事業の施行に関する条例（平成2年〇〇県条例第41号）第31条の規定に基づき、保留地の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(抽選申込者の資格)

第2条 次のいずれかに該当する者は、保留地の抽選の申し込みをすることができない。
成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

(抽選の公告)

第3条 知事は、抽選により保留地を処分しようとするときは、申込開始日の前日から起算して15日前までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 保留地の位置、地積及び処分価格
- (2) 抽選申込者の資格
- (3) 抽選申込受付の期間及び場所
- (4) 抽選の日時及び場所
- (5) 契約に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、抽選の申し込みに必要な事項

(抽選の申し込み等)

第4条 抽選により保留地を買い受けようとする者（以下「抽選申込希望者」という。）は、抽選申込書（様式第1-1号または様式第1-2号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申し込みがあったときは、第2条に規定する抽選申込者の資格を審査し、その結果を抽選参加資格者決定通知書（様式第2号）により前項に規定する抽選申込書を提出した抽選申込希望者に通知するものとする。

3 前項の規定による抽選参加資格者決定通知書において、抽選参加の資格を有するとされた者（以下「抽選申込者」という。）は、この通知書を受けた日以後において、抽選の申し込みの取消し及び抽選申込書の記載事項の変更をすることができない。

(抽選の申し込みの無効)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、抽選の申し込みを無効とする。

- (1) 申込資格を有しない者が抽選の申し込みをした場合
- (2) 同一保留地について同一人（法人）が2件以上の重複申し込みまたは申込人と同一世帯の者が申し込みした場合

2 2者以上の連名（共有）による申し込みであって1件の取扱いとして知事が認めたものは、前項の規定にかかわらず抽選の申し込みができるものとする。ただし、連名（共有）の者が同一保留地に2件以上の重複申し込みをした場合は無効とする。

（抽選の申し込み等の拒否）

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、抽選の申し込みまたは抽選への参加を拒否することができる。

(1) 過去に正当な理由がなくてこの要綱に基づく契約を締結しなかった者及び締結した契約を忠実に履行しなかった者

(2) 他人の抽選申し込みを妨害した者

(3) 抽選の公正な執行を妨げた者

(4) 当選者の契約行為を妨害した者

(5) その他知事が抽選に参加させることが不相当と認めた者

（抽選の方法）

第7条 同一保留地に2件以上の申し込みがあった場合においては、公開による抽選を行い、当選者を決定するとともに、優先順位を定めて2者以内の補欠者を決定する。

2 抽選申し込みが1件であるときは、その者を当選者とする。

（抽選の中止等）

第8条 知事は、災害その他特別の事情により抽選を執行することが困難であると認めるときは、この抽選を中止または延期することができる。この場合において、この中止または延期に伴う抽選申込者の損失について、県は補償の責を負わない。

（抽選結果等の通知）

第9条 知事は、抽選後早くにその結果を抽選申込者に対して抽選結果通知書（様式第3-1号）により、通知するものとする。

2 当選者を決定したとき（第11条第1項の規定による補欠者を繰り上げて当選者としたときを含む。）は、早くに当選決定通知書（様式第3-2号）により、通知するものとする。

（売買契約及び契約保証金）

第10条 前条の規定により当選決定の通知を受けた者または第12条第4項の規定により保留地売却決定の通知を受けた者（以下「契約予定者」という。）は、知事の指定する日までに、保留地売買契約書（様式第4号または様式第5-1号または様式第5-2号）により契約を締結しなければならない。

2 契約予定者は、売買価額の100分の10以上に相当する額を契約保証金として県の発行する納入通知書により納付しなければならない。

3 契約の相手方が国、地方公共団体その他これに準ずる者であるときは、契約保証金の納付は要しない。

4 契約保証金は、保留地の売買代金（以下「売買代金」という。）に充当することができる。この場合において、契約保証金には利子を付さない。

(当選の取消し及び補欠者の繰上げ当選)

第11条 知事は、当選者が前条第1項に定める日までに、当選を辞退したとき若しくは契約を締結しないときまたは当選者の抽選の申し込みの無効が確認されたときは、当選を取消し、補欠者をその順位により繰上げて当選者とすることができる。

2 知事は、前項の規定のうち抽選の申し込みの無効により取消したときは、その旨を地位消滅通知書(様式第6-1号)で通知するものとする。

3 補欠者としての地位は、当選者が保留地売買契約を締結した日をもって消滅するものとする。

4 知事は、前項の規定により補欠者としての地位が消滅したときは、早くにその旨を地位消滅通知書(様式6-2号)で通知するものとする。

(随意契約による保留地処分)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保留地を随意契約により処分することができる。

(1) 国、地方公共団体その他これに準ずる者が公用、公共または公益の用に供するため必要とするとき

(2) 保留地の位置、地積、形状等によりやむを得ないと認められるとき

(3) 抽選申込希望者が現れないときまたは抽選を行っても売買契約の締結に至らないとき

(4) 売買契約を解除したとき。

(5) 同項各号に掲げるもののほか、特別の事由により随意契約によることが適当と知事が認めたとき

2 知事は、第2条及び第6条の規定に該当する者を随意契約の相手方とすることができない。

3 知事は、第1項の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ保留地を買い受けようとする者から保留地買受申請書(様式第7号)を提出させるものとする。

4 知事は、前項の申請書を受領し、これを審査して適当と認めたときは、保留地売却決定通知書(様式第8号)により随意契約の相手方に通知するものとする。

(分割納付等)

第13条 保留地売買代金の納付の方法は、一括納付とする。ただし、随意契約の場合で知事が特に認めた者については、7年以内に限り分割納付または延納(以下「分割等」という。)をさせることができる。この場合において、分割等により納付できる額は、売買代金の100分の90に相当する額以内とする。

2 前項の規定により分割等により納付する場合においては、売買代金を納付すべき日の翌日から年2月2日%(分割等の期間が1年以内の場合は年1月8日%)の割合で利子を課すものとする。この場合において、売買代金に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り

捨てるものとする。

3 売買代金の分割等を希望する者は、売買契約締結前までに連帯保証人とともに連署した保留地売買代金分割（延納）納付等承認申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

4 連帯保証人は1名または1社以上とし、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 日本国内に居住する者または日本国内に本店を有する法人であること

(2) 契約者に代わって債務を履行し、または契約について一切の損害を負担し得る能力を有する者であること

5 知事は、第3項の申請を適当と認めたときは、保留地売買代金分割（延納）納付等承認書（様式第10号）を交付するものとする。

（条件付き保留地）

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、知事が特に指定する保留地（以下「条件付き保留地」という。）を買い受けた者は、知事が指定する日までの間、売買代金の納付を猶予できるものとする。

2 前項の規定による売買代金には利子を課さない。

3 条件付き保留地を買い受けた者は、売買代金の納付猶予期間であっても、第19条の規定による知事の承認を得て、購入した保留地の全部または一部を第三者に譲渡できるものとする。この場合、第一項の規定にかかわらず、条件付き保留地購入者は、第三者に譲渡した土地に係る価格相当額を一括して納付しなければならない。

4 条件付き保留地の買い受けを希望する者は、売買契約締結前までに、前条第4項の規定を準用する連帯保証人とともに連署した条件付き保留地に係る売買代金延納承認申請書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

5 知事は、第4項の規定による申請を適当と認めたときは、条件付き保留地に係る売買代金延納承認書（様式第12号）を交付するものとする。

（売買代金の納付及び土地の引渡し）

第15条 第10条第1項の規定により県と契約を締結した者（以下「契約者」という。）は、この契約締結の日から起算して60日以内に売買代金の全額を納付しなければならない。ただし、第13条第5項の規定により保留地売買代金分割納付等承認書の交付を受けた者または第14条第5項の規定により条件付き保留地に係る売買代金延納承認書の交付を受けた者は、この契約書に定められた方法により納付するものとする。

2 契約者が売買代金の全額を納付したときは、知事はこの土地を保留地引渡書（様式第13号）により引渡し、契約者は保留地受領書（様式第14号）を知事に提出した上で、この土地を使用または収益することができる。ただし、前項ただし書の規定により売買代金を分割等により納付する場合には、売買代金の全額を納付する前であっても土地の使用または収益をすることができる。

3 知事は、土地引渡しの日から2年間に限り、保留地の隠れたかしの責任を負うも

のとする。

(延滞金)

第16条 知事は、契約者が売買代金（分割納付金及び延納金を含む。以下同じ。）を納付期限（分割納付の場合にあっては各回の納付期限をいう。以下同じ。）までに納付しないときは、督促状（様式第15号）により督促するものとする。

2 知事は、前項の規定により督促を行った場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、この未納金額（分割納付の場合にあっては各回の元利合計金額をいう。以下同じ。）について年10.75%の割合を乗じて得た額を延滞金として聴き取る。この場合において、延滞金に100円未満の端数があるときまたはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、天災等のやむを得ない場合には、延滞金を聴き取るしないことができる。

(所有権の移転登記)

第17条 保留地の処分による所有権移転登記は、法第107条第2項の規定による換地処分に伴う登記（以下「換地登記」という。）の完了後に行うものとする。ただし、換地登記の完了時において、売買代金を完納していない者に係る所有権移転登記は、この売買代金の全額を納付した後において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条件付き保留地の場合にあつて、第19条第2項の規定により一部権利譲渡を承認された土地の所有権移転登記は、換地登記の完了後に行うものとする。

3 前2項に規定する登記に要する費用は、契約者若しくは第19条第2項の規定により知事の承認を受けた者または第20条の規定により知事に届け出た者の負担とする。

(契約の解除及び契約保証金の帰属)

第18条 知事は、契約者が契約条項に違反したときは、保留地売買契約を解除することができる。

2 知事は、前項の規定により契約を解除したときは、その旨を契約者に通知するものとする。

3 前項の規定により契約解除の通知をした場合においては、契約保証金（契約保証金を売買代金の一部に充当したときは契約保証金相当額）は、天災等のやむを得ない場合を除き、返還しない。

4 第2項の規定による通知を受けた者は、知事の指定する期限までに自己の費用でこの保留地（ただし、条件付き保留地の場合にあつて、第19条第2項の規定により一部権利譲渡を承認された土地を除く）を原状に復して知事に引き渡さなければならない。

5 知事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、既に納付された売買代金（た

だし、条件付き保留地の場合にあつて、第19条第2項の規定により一部権利譲渡を承認された土地に係る価格相当額を除く）から契約保証金相当額を控除した残額を還付する。

6 前項の還付金には、利子を付さない。

（権利譲渡の制限）

第19条 契約者は、所有権移転登記が完了するまでは、この契約により保有する権利を譲渡することができない。ただし、譲受人及び契約者である譲渡人の連署による権利譲渡承認申請書（様式第16-1号）または一部権利譲渡承認申請書（様式第16-2号）を知事に提出して、知事の承認を受けて譲渡することができる。なお、上記申請にあつては、譲受人及び契約者である譲渡人双方連署により、知事と締結した保留地売買契約書に基づく権利義務を継承する旨の誓約書（様式第17-1号または様式第17-2号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、この契約により保有する権利の譲渡を承認するときは、権利譲渡承認書（様式第18-1号）または一部権利譲渡承認書（様式第18-2号）にその旨を記入し、譲受人及び譲渡人に交付する。

（相続の届出）

第20条 契約者が、所有権移転登記が完了する前に死亡した場合において、相続人は、この権利を相続した旨の書面を添付して相続届出書（様式第19号）を知事に提出しなければならない。

（住所等の変更の届出）

第21条 契約者は、契約締結後から第17条に規定する登記が完了するまでの間において、氏名または住所（法人にあつては名称または主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なく住所等変更届出書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（保留地予定地への準用）

第22条 この要綱は、保留地となるべき土地を処分する場合において準用する。この場合において、この要綱の規定中「保留地」とあるのは「保留地予定地」と読み替えるものとする。

（委任）

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

保留地取得を条件とした業務代行事例

番号	組合名	業務代行先	業務代行の形態	業務代行の内容	業務代行費用
1	和光市越後山	(株)リゾン	工事代行	保留地購入、工事施工	保留地取得を条件に、工事施工を実施
2	和光市和光北インター地域	戸田建設(株) 大和ハウス工業(株) 共同企業体	一括業務代行	移転補償を除く組合理業を全て実施	保留地取得を条件に、組合理業及び工事施工を実施
4	新座市栄・池田	(株)平成都市計画研究所 (株)リゾン 共和コンサルタント(株) 瑞伸建設工業(株)	一括業務代行	組合理業、工事施工管理、移転補償、保留地処分、調査設計業務、工事代金を4社にて一括代行	保留地処分金等から支出
3	東松山市松本町	伊田テクノス(株) 太平ホーム(株) 特別共同企業体	一括業務代行	組合理業、工事施工、移転補償、設計業務を一括代行	保留地取得を条件に、組合理業を実施
5	三郷市三郷インター南部	戸田建設(株)	一括業務代行	組合理業、工事施工、調査設計業務(測量、換地、設計、補償)を一括代行	保留地売買代金を充ててを条件に、組合理業を実施
6	久喜市清久工業団地周辺	清水建設(株) エム・ケー(株)	一括業務代行	組合理業、工事施工、移転補償、設計業務を一括代行	保留地取得を条件に、組合理業を実施
7	三芳町富士塚	戸田建設(株) 野村不動産(株) 東日本総合計画(株)	一括業務代行	組合理業、工事施工、調査設計業務(測量、換地、設計、補償)を一括代行	保留地売買代金を充ててを条件に、組合理業を実施

保留地販売の媒介に関する協定書（例）

〇〇土地区画整理事業に係る保留地販売の媒介に関して、〇〇組合（以下「甲」という。）と社団法人〇〇県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 甲及び乙は、各々の社会的使命を有する立場と双方の信義、誠実の原則に立ち、この協定に基づく保留地販売の媒介に関し提携・協力することにより、保留地販売手続きの適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業の健全な発展に資するものとする。

（用語の定義）

第２条 この協定において「保留地販売の媒介」とは、乙に属する宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）が甲に対して保留地の購入希望者（以下「顧客」という。）を紹介することをいう。

（業務執行体制の整備）

第３条 乙は、この協定に基づく業務（以下「業務」という。）に関し、次の各号に掲げる業務執行体制の整備に努めるものとする。

- （１）社会的信頼の確保と節度ある規律の確立
- （２）取引の信頼性と安全性の確保
- （３）実行性を高めるための業務執行体制の確立

（保留地販売の媒介依頼）

第４条 甲は、保留地販売の媒介を依頼するときは、当該保留地の販売価格等の販売条件を付し、書面により乙に依頼するものとする。

- ２ 保留地販売の媒介を依頼する開始及び終了時期は、毎年度ごとに定めるものとする。
- ３ 甲は、第１項の場合において、乙以外の者にも併せて当該保留地販売の媒介を依頼できるものとする。

（物件情報の提供及び周知）

第５条 甲は、目的となる保留地に関する情報を乙に提供し、乙はこれを媒介業者に周知させるものとする。

(保留地販売の媒介の開始及び終了)

第6条 媒介業者は、乙からの通知により、保留地販売の媒介を行うものとする。

2 保留地販売の媒介は、当該保留地の売買代金が納入されたときをもって終了とする。

3 甲は、乙以外の依頼先において、または、甲自らがせん索し顧客を選定したときは、乙に遅滞なく連絡するものとする。

4 甲は、第1項の保留地販売の媒介を中断し、または中止させる必要があるときは、乙にその旨を通知するものとし、乙は媒介業者に周知するものとする。

(媒介契約の締結)

第7条 媒介業者が甲に対し顧客の紹介を行う場合は、あらかじめ別に定める保留地媒介申請書を甲に提出し、甲との間で保留地販売の媒介に関する契約を締結するものとする。

(保留地販売の媒介等)

第8条 甲は、媒介業者から顧客の紹介を受けたときは、別に定める保留地買受け申請書及び保留地買受け申込書を提出させるものとする。

2 媒介業者は、前項の保留地買受け申請書の提出後において、その媒介を中止する場合は、速やかに口頭により甲に連絡するとともに、別に定める保留地買受け申請取下書及び保留地販売媒介申請取下書を提出するものとする。

3 甲は、媒介業者から紹介された顧客と保留地の売買契約を締結する場合には、当該媒介業者を立ち合わせるものとする。

(保留地売買契約)

第9条 保留地の売買契約の締結は、甲と顧客が行うものとする。

(媒介報酬の支払)

第10条 保留地販売の媒介に係る報酬（以下「媒介報酬」という。）の額は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に基づき国土交通大臣が定めた額以内とするものとする。

2 甲は媒介業者から紹介された顧客と保留地の売買契約を締結し、当該保留地の売買代金が全額納付され、甲から顧客へ保留地の引渡し完了された後に、当該媒介業者の請求に基づき、前項の媒介報酬を支払うものとする。

(苦情紛争の処理)

第11条 業務に関して、苦情、紛争が発生した場合には、甲、乙協議のうえ、乙において処理することとし、乙は、乙の措置及び指示に媒介業者を異議なく従わせるものとする。

(業務運営規則)

第12条 甲及び乙は、業務を適正かつ円滑に遂行するため、業務運営規則を定めるものとする。

2 前項の業務運営規則は、甲、乙協議して定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。

(協定の解除)

第13条 甲は、乙が業務に関し不正又は不誠実な行為をしたときは、この協定を解除することができるものとする。

2 甲又は乙は、業務の履行の必要性がなくなつたと判断したときは、甲、乙協議してこの協定を解除するものとする。

(個人情報保護)

第14条 乙及び媒介業者は、業務を行うため個人情報を取扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を順守しなければならない。

(協議事項)

第15条 この協定に疑義が生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

業務運営規則

〇〇都市計画事業〇〇土地区画整理事業に係る保留地処分の媒介に関する業務については、保留地処分の媒介に関する協定書（以下「協定書」という。）及びこの業務運営規則（以下「運営規則」という。）の定めるところによる。

（目的）

第1条 この運営規則は、協定書第11条の規定に基づき、保留地処分の媒介に関する手続き等を定め、業務の適正かつ円滑な遂行に資することを目的とする。

（保留地処分の媒介依頼等）

第2条 甲は、協定書第4条第1項の規定による保留地処分の媒介を依頼するときは、保留地処分媒介依頼書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。

（保留地処分の中止等）

第3条 甲は、協定書第6条第4項の規定により保留地処分の媒介を中断し、または中止させる場合には、速やかに乙に保留地媒介の中断及び中止通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

（媒介契約書）

第4条 協定書第7条の規定による媒介契約は、保留地処分の媒介に関する契約書（別記様式第3号）によるものとする。

（保留地処分の媒介）

第5条 甲は、媒介業者から協定書第8条第1項の規定により顧客の紹介を受けた場合は、保留地媒介申請書（別記様式第4号）及び保留地売払申請書（別記様式第5号）を提出させるものとする。

2 媒介業者は、保留地媒介申請書の提出後において媒介行為を中止する場合は、協定書第8条第2項の規定により保留地媒介取下書（別記様式第6号）及び保留地売却申請取下書（別記様式第7号）を甲に提出するものとする。

（報酬）

第6条 保留地処分の媒介に関する契約に基づく報酬の額は、下記の「媒介報酬額算定基準」により算出して得た額とする。

「媒介報酬額 算定基準」

保留地処分の媒介に関して媒介業者に支払う報酬額は、処分地の価格を次の表の左欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額（千円未満の端数を切り捨てた金額）とする。

5千万円以下の金額	1,000分の30
5千万円を超え10億円以下の金額	1,000分の25
10億円を超える金額	1,000分の20

(注) この割合には、消費税及び地方消費税に係る税率に相当する率を含む
免税業者の場合は、上記の表により算出した報酬額に105分の5を乗じた額を控除した額（1円未満の端数は切り捨て）を報酬額（千円未満の端数は切り捨てた金額）とする。

第7条 この運営規則に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(付則)

この運営規則は平成 年 月 日から施行する。

別 記（14条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

- 1 乙及び媒介業者は、この協定に基づく業務（以下「業務」という。）を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

- 2 乙及び媒介業者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この協定が解除された後も同様とする。

（収集の制限）

- 3 乙及び媒介業者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

- 4 乙及び媒介業者は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

（適正管理）

- 5 乙及び媒介業者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（事故発生時における報告等）

- 6 乙及び媒介業者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。